

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和5年7月14日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 江本雅人
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0304-2021-0221 号	秩父郡東秩父村大字坂本字中沢 1 1 2 3 番 1
第 0304-2021-0247 号	秩父郡東秩父村大字皆谷字湯ノ木 4 1 7 番 1
第 0304-2021-0248 号	秩父郡東秩父村大字皆谷字湯ノ木 4 3 4 番
第 0304-2021-0249 号	秩父郡東秩父村大字皆谷字増尾田 1 2 3 0 番
第 0304-2021-0250 号	秩父郡東秩父村大字皆谷字釜ノ沢 1 4 4 6 番
第 0304-2021-0251 号	秩父郡東秩父村大字皆谷字躑躅山 1 5 9 1 番
第 0304-2021-0260 号	秩父郡東秩父村大字奥沢字腰村中山 6 2 7 番